

学校いじめ防止基本方針（改定版）

吉野川市立山川中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 本校は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、互いに認め合い、支え合うことのできる学校づくりをめざしている。いじめは、いかなる理由があっても許されない人権侵害であり、学校全体でその根絶を目指して取り組む。
- (2) いじめは、どの子にも起こりうるものであるという認識に立ち、早期発見・早期対応を徹底し、いじめを見逃さず、すべてのいじめを解決するという強い決意をもって臨む。早期発見をするために、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (3) いじめを未然に防ぐために、日常的に生徒理解を深め、発達支持的・課題予防的な生徒指導を進めるとともに、ストレスに適切に対処する力や思いやりの心、他者を尊重する態度を育てる指導を行う。
- (4) 学校と家庭、地域・関係機関（警察、児童相談所等）が組織的に連携・協働する体制を構築し、学校全体として生徒の安全と安心を守り抜く。
- (5) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ防止対策委員会）

(1) 組織の構成

本校では、「学校いじめ防止対策委員会（以下、学校対策委員会）」を設置し、管理職、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任、関係教職員（部活動指導に関わる教職員等）で構成する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察等の外部専門家の助言を受ける。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からの情報やいじめの相談の窓口となり、迅速かつ的確に対応する。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。
- ⑤ 吉野川市教育委員会や関係機関と連携し、必要に応じて情報共有と支援要請を行う。

3 教育相談体制

- (1) 生徒が安心して悩みを話せる環境を整えるため、日常的な声かけや面談を重視する。さらに、教員と生徒及び保護者、また、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。

- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。相談の際には、教育相談コーディネーターを中心に、担任、学年、養護教諭、スクールカウンセラーが連携して対応する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校内の窓口に加え、市教育委員会、警察、法務局等、学校外の多様な公的相談窓口の連絡先を明確に示し、周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育活動全体を通じた取組

- ① 学校教育全体を通じて、生徒一人一人が、「いじめは人として絶対に許されない」との強い認識をもつための指導を徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者への思いやりや人権尊重の精神を育てる。生徒の自己肯定感や自己有用感を高める活動を推進し、互いのよさを認め合う温かな人間関係を育てる
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律のある態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道德科の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育を充実させる。
- ⑨ 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 「いじめ防止子ども委員会」を設け、生徒が主体的にいじめ防止に関わる取組を行う。また、生徒会活動を中心に、いじめ防止に関する話し合い活動や標語づくりを行い、いじめを許さない雰囲気づくりを推進する。
- ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭に対して、いじめ防止への理解と協力を求めるとともに、学校の取組を定期的に発

信する。地域の見守り活動や関係機関との連携を強化し、学校・家庭・地域が一体となった支援体制を構築する。

- ③ P T Aや学校運営協議会、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、全ての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を利用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。また、いじめの兆候を見逃さず、気になる言動や人間関係の変化を見つけたときは、速やかに情報を共有し、学校全体で対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のためのアンケート調査を定期的（6月、9月、1月）に実施することに加え、個別面談や「あゆみ」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。いじめの認知については、学校対策委員会において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握に当たっては、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 欠席・遅刻・不登校傾向などの背景にいじめが存在する可能性を常に意識し、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を図る。
- (7) いじめについて訴えや情報があったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配付するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときは、学校全体で迅速かつ組織的に対応し、被害生徒の安全を最優先とする。事実確認は複数の教職員で行い、丁寧な聞き取りを行う。
 - ② 学校対策委員会において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援
 - ① いじめを受けた生徒を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。

- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ 不安や恐怖心を軽減するための見守りや相談支援を行い、必要に応じてカウンセラーや関係機関の支援を受ける。

(3) いじめを行った生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為の重大性を理解させ、責任を自覚させる指導を行う。
- ② いじめを受けた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止のための指導計画を作成し、必要に応じて懲戒や出席停止の措置を検討する。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめを受けた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除要請や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

いじめ防止や人権教育、生徒指導に関する校内研修を定期的実施し、教職員の意識と対応力を高める。また、外部講師を招いた研修や、関係機関との合同研修などを通じて、最新の知見や法的対応を共有する。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認める場合は、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体となるときは、「吉野川市重大事態への対応マニュアル」に従って、迅速かつ公平で丁寧な調査を行う。

- (3) 重大事態の調査にあたっては、被害生徒・保護者に対しての公平性・中立性を確保するため、事案に応じて、学校関係者以外の第三者を含めた調査組織を設置し、客観的な事実確認を行う。
- (4) 調査結果については、被害生徒・保護者のプライバシーに最大限配慮しつつ、市教育委員会と連携の上、公表に関する基本方針に基づき、適切な形で説明を行う。

9 取組の評価及び見直し

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、改善を図る。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。一連の結果を学校だよりやホームページ等を通して保護者・地域に公表し、理解と協力を得ながら、いじめのない学校づくりを進める。

10 年間計画

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1 年	2 年	3 年
4 月	学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修	P T A 参観日 P T A 総会 家庭訪問 人権問題意識調査	P T A 参観日 P T A 総会 家庭訪問 人権問題意識調査	P T A 参観日 P T A 総会 家庭訪問 人権問題意識調査
5 月	問題行動の共通理解 保護者向けチェックリスト配付	教育相談 挨拶や遅刻、集会の態度等生活指導	教育相談 学活・集会等の学習規律の指導 平和学習 修学旅行	教育相談 学活・集会等の学習規律の指導
6 月	アンケート調査 アンケート調査分析	人権意見発表 スマホ・携帯電話安全教室	人権意見発表 スマホ・携帯電話安全教室	人権意見発表 スマホ・携帯電話安全教室
7 月	校内研修	三者面談 校外補導	三者面談 校外補導	三者面談 校外補導
8 月	1 学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発	人権標語ポスター制作	人権標語ポスター制作	人権標語ポスター制作
9 月	アンケート調査 アンケート調査分析 保護者向けチェックリスト配付	文化祭 地域との交流活動 体育祭	文化祭 職業体験活動 体育祭	文化祭 命の授業 体育祭

10 月	研究授業	教育相談	教育相談	教育相談
11 月	校内研修	合唱フェスティバル	合唱フェスティバル	合唱フェスティバル
12 月	2 学期取組点検評価・改善	人権教育講演会 三者面談 球技大会	人権教育講演会 三者面談 球技大会	人権教育講演会 三者面談 球技大会
1 月	保護者向けチェックリスト配付 アンケート調査 調査分析	教育相談	教育相談	教育相談・進路相談
2 月	校内研修	教育相談	教育相談	教育相談・進路相談
3 月	1 年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	1 年間の反省	1 年間の反省	1 年間の反省